



河川技術者資格の C P D 早わかり

2018年6月版

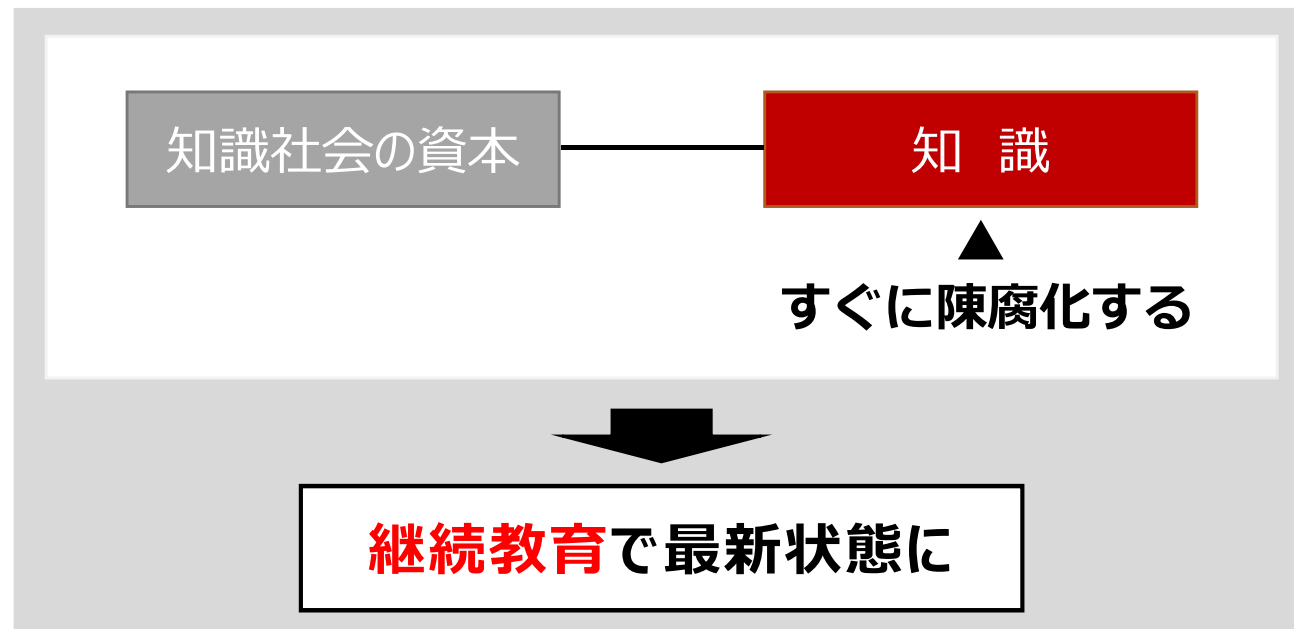
一般財団法人 河川技術者教育振興機構

C P Dの必要性

C P Dは **C**ontinuing **P**rofessional **D**evelopment の頭文字をとったもので、日本語では、継続研鑽や、継続教育とされています。

河川教育機構では、河川技術者資格登録者に対して、**技術者の社会的責務を全うするために必要な継続能力開発**と、**資格更新**のために必要な単位数を求めています。

ピーター・ドラッカーは未来社会を知識社会と捉え、その主役は「知識」を資本とした**知識労働者**で、彼らは**「知識」を常に新鮮にしていないと存在が薄れていく**と述べています。（ネクスト・ソサエティ — 歴史が見たことのない未来がはじまる）



出典：
<http://www.visualthinking.jp/archives/2017>

河川教育機構 C P D 制度の適用範囲

- **河川教育機構**が付与する河川技術者資格「河川維持管理技術者」・「河川点検士」の**資格更新に限り適用**される C P D 制度です。
- 河川教育機構は建設系 C P D 協議会等の C P D 協議会には未加盟です。
このため、**河川教育機構** C P D 制度に基づき取得した **C P D 単位**は、他の C P D 制度との単位互換は行っていないので、**他の C P D 制度**において**使用することはできません**。
特に、**河川教育機構認定プログラム**として付与している **C P D 単位**は、河川教育機構独自のものであり、**他の C P D 制度**で C P D 登録をしても**認められません**ので、注意して下さい。
- **河川教育機構が主催する講習会・研修会**は、原則として**土木学会 C P D プログラムの認定**をとります。土木学会技術推進機構から認定されたプログラム番号、C P D 単位は**建設系 C P D 協議会構成団体の C P D 制度**で使用することができます。

C P D取得の方法

- **大原則**は、**建設系C P D協議会等の構成団体が運営するC P D制度に登録**して、そのC P D制度に基づき、C P D単位を取得することとします。
土木学会や日本技術士会等のC P D制度では、非会員に対してもそのC P D制度に基づいて取得したC P Dの登録証明書を発行しているので、活用して下さい。
- 例外として、特別の事由があり、上記のC P D制度が活用できない場合は、**河川教育機構**が土木学会C P D制度に準拠し**作成した「教育形態とC P D単位」に基づき**、C P Dを取得し、河川教育機構が**審査をして、C P D取得単位数を認める場合**があります。しかし、これはあくまでも**例外措置**です。
- 河川技術者資格の種別により、C P D登録証明書が有効と認められる団体に違いがありますので、注意して下さい。

資格種別	河川維持管理技術者	河川点検士
証明書が有効な団体等	建設系C P D協議会	建設系C P D協議会
		測量系C P D協議会

各 C P D 協議会の構成団体

青字で示した団体は、資格登録者の所属業種と関係が深いと思われる団体です。

建設系 C P D 協議会

(公社) 空気調和・衛生工学会
(一財) 建設業振興基金
(一社) 建設コンサルタンツ協会
(一社) 交通工学研究会
(公社) 地盤工学会
(一社) 森林・自然環境技術者教育会、
(一社) 全国上下水道コンサルタント協会
(一社) 全国測量設計業協会連合会
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会
土質・地質技術者生涯学習協議会
(事務局：(一社) 全国地質調査業協会連合会)
(公社) 土木学会
(一社) 日本環境アセスメント協会
(公社) 日本技術士会
(公社) 日本建築士会連合会
(公社) 日本コンクリート工学会
(公社) 日本造園学会
(公社) 日本都市計画学会
(公社) 農業農村工学会
(一社) 全日本建設技術協会

測量系 C P D 協議会

[協会関係]
(公社) 日本測量協会
(公財) 日本測量調査技術協会
(一財) 日本地図センター
(一財) 測量専門教育センター
(一社) 地図調製技術協会
日本土地家屋調査士会連合会
(一財) 日本建設情報総合センター
(一社) 全国測量設計業協会連合会
(一社) 日本国土調査測量協会

[学会関係]
日本測地学会、
(一社) 日本写真測量学会
(一社) 地理情報システム学会
日本地図学会
(一社) 日本リモートセンシング学会

CPDとして認められる自己研鑽

取得**CPDの登録や証明を行う団体に参加**して、CPDを行うことを**基本**としています。

講習会・シンポジウム等への参加、研修会講師等としての**技術指導**、官公庁からの優良業務表彰などの**業務実績**がCPDとして認められています。

会社で受講している**eラーニング**や資格試験受験のための**自己学習**も認められる場合があります。

参加している**団体ごと**に**CPDとして認められるもの「教育形態とCPD単位」**が定められていますので、よく**確認**をしておいて下さい。同じ教育形態であったとしても、所属団体が異なると、CPD単位が違っていたり、上限があったりする場合があります。

参考までに、土木学会が定めているものを別表に示しておきます。

講習会等の開催情報は、所属している団体のホームページを見ると、開催日、開催場所、付与されるCPD単位等が公開されています。時々、ホームページをチェックする習慣をつけておくと便利です。

河川教育機構が主催・共催する講習会・研修会やCPDプログラムとして認定した講習会・研修会の情報は、河川教育機構のホームページのサイドメニューにある認定CPDプログラム情報で確認してください。**河川教育機構認定CPDプログラム**は、土木学会に準拠したCPD単位の**4倍がボーナス(資格更新時のみ使えます)**としてつくプログラムです。

河川教育機構認定CPDプログラム

河川の維持管理技術に関わる講習会などについて、一定の基準に適合していることを河川教育機構が審査し認めたものを「河川教育機構認定CPDプログラム」として、河川技術者資格の有資格者や河川の維持管理に関心のある技術者に推奨する。

特典1：**土木学会CPD制度**の「教育形態とCPD単位」に**準拠した単位数を4倍したもの**を河川教育機構のCPD単位数として**認定**します。

例えば、土木学会の認定CPDプログラムとして5単位認められていた場合、河川教育機構の認定も一緒に受けると $5 \times 4 = 20$ 単位が加算され、資格更新時には**5倍**の25単位として**登録**することができます。

CPD協議会構成団体のCPD認定プログラムをとっていない場合でも、河川教育機構認定プログラムとして認定されている場合は、上記の**4倍**した単位数が付与され、それを**登録**することができます。

特典2：**企業内研修及び現地見学**について、土木学会等では、実務性（個別工事の工程、検討会等）の高いもの、研修内容が企業独自に偏っているものは認められないなど、認定のハードルが高くなっています。

河川教育機構では、**河川の維持管理に関わるもの**で、**河川教育機構認定講師が講師**を務めるものについて、**CPDプログラムの認定**を受けることができます。

河川教育機構独自のCPD単位表その1

教育形態		番号	内容	CPD単位	上限値	備考
I	講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加	1	講習会・研修会への参加 e-ラーニングの履修(土木学会認定)	1.0×H	e-ラーニングは10	土木学会や建設系CPDに参加している学協会が認定しているCPDプログラム なお、上記プログラムを機構認定プログラムにした場合は、左記単位×5倍とする(ただし、別途換算計算書(様式 b)は、合計値の内訳として土木学会認定(左記単位)、機構認定(左記単位×4)とし合計値で5倍とする)。また、土木学会認定プログラム以外で主催者申請(様式 f)より機構認定を受けたプログラム受講の場合は、左記単位(土木学会に準拠)×4倍とする(様式 f)
		2	講演会、シンポジウムへの参加	1.0×H		同上
II	論文等の発表	3	口頭発表(法人格を持つ学協会等での発表、講演)	0.4×M ポスターセッション発表は一律4		
		4	口頭発表(前記以外での発表、講演)	0.2×M ポスターセッション発表は一律2		
		5	論文発表(学術雑誌への査読付き論文発表)	1論文につき共同執筆者合計で40 (貢献度に応じて配分)		
		6	論文発表(一般論文、総説等)	1論文につき共同執筆者合計で10 (貢献度に応じて配分)		
		7	技術図書の執筆	3.0×H(1件あたり最大30)		
III	企業内研修および現地見学	8	組織内研修プログラムの受講	0.5×H	30	土木学会等は、実務性(個別工事の工程、検討会等)の高いもの、研修内容が企業独自に偏っているものは認められないが、機構CPDについては以下の内容のものは認定する。 企業独自の維持管理に関する研修、現地見学の受講者は(0.5×H)×4とする(別途様式 d、c)及びプログラム、受講が証明できるものを添付)。ただし、機構認定者講師が講師等を務める場合に限る(地方ブロック毎の認定講師リストは機構HPにて公開)。なお、プログラムは事前に主催者より申請し機構認定を得ることが望ましい。上限値は30単位とする。
IV	技術指導	9	JABEE審査員(オブザーバー含む)を務める	新規審査・継続審査担当 :50 中間審査(実地審査)担当:35 中間審査(書類審査)担当:20		
		10	大学、学術団体等からの依頼で講師を務める	1講義あたり準備含め10	20	河川維持管理技術者講習会の講師を務めた場合は、1講義あたり準備も含め10単位。上限値20単位とする。
		11	社内研修会等の講師を務める	1講義あたり準備含め 5	15	機構認定講師が、企業独自の河川に関わる維持管理に関する研修講師を務めた場合は1講義あたり準備含め5。但し事前に機構の認定を得た社内研修に限る。(様式 d、c)に記載する。上限値15単位
		12	河川維持管理に関わる技術指導を行う	1指導あたり準備含め 5	15	河川維持管理資格者が、河川維持管理に関する社内、現地等で技術指導を実施したもの。1指導あたり5単位とし別途(様式 d、c)及び技術指導内容(CPDプログラム(日時、場所、対象者、内容等))を添付する)。尚、事前に主催者よりCPDプログラム認定依頼書(様式 f)を申請し機構の認定(審査)を受けたものに限る。上限値15単位
V	業務経験	13	表彰を受けた業務(責任者)	20		表彰を証明するものが必要(組織・企業内は認めない)。河川維持管理に関連する業務はこれに準拠
		14	表彰を受けた業務(担当者)	10		同上
		15	特許取得(発明者に限る)	基本特許については関係者合計で40 (貢献度に応じて配分) 周辺特許については合計で10 (貢献度に応じて配分)		
		16	表彰を受けた工事・測量(責任者)	20		表彰を証明するものが必要(組織・企業内は認めない)。河川維持管理に関連する工事・測量とする。
		17	表彰を受けた工事・測量(担当者)	10		同上
		18	河川維持管理に関わる勤務実績(河川管理者以外の場合)	業務従事期間月数(複数の業務が重複している場合は重複分は除く)1ヵ月あたり×4	30	別途(様式 e、c)及び業務経歴書(業務契約書(工期等)、体制表(本人が従事していることが証明できるもの)等)を添付する。上限値30単位
		19	河川維持管理に関わる勤務実績(河川管理者の場合)	業務従事期間月数1ヵ月あたり×4	30	別途(様式 e)に勤務先、所属(部課名)、役職記載、様式 cと合わせて申請。上限値30単位

河川教育機構独自のCPD単位表その2

VI	その他	20	委員会、研究会への出席 (議長や委員長、幹事長の場合)	2.0×H		公的機関・学協会が主催する各種委員会、研修会が該当する。	
		21	委員会、研究会への出席(委員、幹事の場合)	1.0×H		同上	
		22	大学・研究機関(企業を含む)における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	20	20		
		23	自己学習	0.5×H	30		各種資格取得のための受験勉強はこの項目で登録する。土木学会等認定以外で河川技術者資格取得のために学習した場合は、土木学会に準拠した単位(0.5×H)を認める。

※ 更新CPD単位取得は、CPD協議会構成団体の証明書を基本とする。(上表に土木学会単位を示す)

※ 緑色:機構単独で配慮する教育形態項目(黒字は配慮しない。CPD協議会証明書とする)

※ 赤色:個人申告等する場合の機構独自の認定単位(土木学会認定されていない場合にも適応可能)⇒CPD単位数は河川技術者資格登録更新時のみ使用可能

注) **黒字**で書かれているものは、**土木学会CPD制度**で認められている教育形態と単位数です。特定の分野に限定されているのではなく、**幅広い分野について研鑽**を行い、技術者としての見識の幅を広げていくことが期待されています。

河川教育機構のCPD制度では、土木学会のような**既存のCPD制度**(学会員だけに限定はされておらず、非会員も参加が出来ます。)に**参加**していただき、その制度の下で取得し認定されたCPD単位を証明する登録CPD証明書を添付し、資格更新の申請をしていただくことを大**原則**としています。

赤字で書かれているものは、**河川教育機構CPD制度の継続学習経歴**の中で認めているものです。

特段の事由があり、どうしても**既存のCPD制度に参加できない人**のために、申請者自身が作成した**継続学習経歴書を登録CPD証明書に替えることができることを例外措置**として認めています。その時、継続学習として認められる内容が、赤字で書いてあります。土木学会が幅広く認めているのに対し、**河川の維持管理に関わるものに限定**されていることが特徴です。これはあくまでも**救済措置**であるためです。

CPDの最低必要単位数

資格の有効期間は資格登録日より合格発表日以降直近の4月1日から起算して3年後の4月1日までとなっており、3年後の更新時に必要となるCPD単位は下表の通りです。これらの単位数を基本とします。

CPDを取得する期間は、資格を登録した日から登録更新の申請日までとなります。

(実際には、登録更新申請書と同時に提出するCPD登録証明書の証明日までとなります。)

資格更新申請者の内多くの方は、試験合格直後に資格の登録を行いますので、CPDを取得する期間は3年程度となります。

基本	河川維持管理技術者	河川点検士
最低単位数	150CPD単位以上	60CPD単位以上

しかし、資格登録を合格発表時から日を置いて行った人の中には、例えばCPDを取得する期間が3年未満となるように、大幅に期間が短くなる人が出てきます。

このため、取得期間に応じて、最低必要単位数を軽減し、救済することとします。

CPD取得期間	河川維持管理技術者	河川点検士
1年以上3年未満	100CPD単位以上	40CPD単位以上
1年未満	50CPD単位以上	20CPD単位以上

C P D 取得単位数の証明方法

原則

1. C P D 登録証明書の利用で証明が完了する場合

① **C P D 登録証明書**の単位数が**最低必要単位数以上**の場合

⇒ **C P D 登録証明書のみ**の提出で**OK**です。

② C P D 登録証明書の単位数は最低必要単位数未満であるが、**河川教育機構認定 C P D プログラムの加算単位数を含めると最低必要単位数以上**となる場合

⇒ C P D 登録証明書に加え、次の**2つの書類の添付が必要**です。

ア) C P D 登録証明書と対照できる**C P D 記録シート**（河川教育機構認定 C P D プログラム上に赤いラインマーカーで線を引いたもの）

イ) **換算計算書**

C P D 登録証明書は**複数の団体のものを組み合わせ**て、最低必要単位数以上となっていることを証明する方法も**OK**です。但し、その場合は、各証明書毎にその書類で証明する単位数を表記することと、同じプログラムを二重計上することは認められません。

この場合は、C P D 単位数の**審査料は無料**です。

C P D 取得単位数の証明方法

2. C P D 登録証明書の利用が出来ない等の場合 **例外**

次の3つのものを組み合わせ、その合計した単位数が最低必要単位数以上となることを証明します。これらの内訳を示すC P D 単位取得報告書を提出します。

① **継続学習経歴書**

2つの方法があります。

- ア) **河川教育機構が定めた「教育形態とC P D 単位数」**により被証明者が作成した**継続学習経歴書**
- イ) C P D 協議会構成団体又は全日本建設技術協会の発行した**C P D 登録証明書**を添付する場合は、継続学習経歴書の提出は不要です。

② **放送大学の関連科目の単位取得証明書**

単位を取得する科目は**事前の許可が必要**です。単位取得証明書の単位を10倍したものがC P D 単位となり、**最大20単位/年**までです。

③ **河川維持管理**に関わる勤務実績を示す**業務経歴書**

勤務先の**社印等を押印した提出**が必要で、**最大30単位/年**までです。

この場合は、C P D 単位の**審査料が必要**となります。